

# 常滑市いじめ防止基本方針

平成 30 年 3 月  
常 滑 市



## 目 次

はじめに .....	1
I いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....	1
1 いじめの定義 .....	1
2 いじめの防止等に関する基本理念 .....	2
3 市・学校・地域や関係機関・保護者の役割 .....	2
II 常滑市としての取組 .....	4
1 組織の設置 .....	4
2 市の主な取組 .....	4
III 学校としての取組 .....	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	7
2 組織の設置 .....	7
3 学校の取組の留意事項 .....	8
IV 重大事態への対処 .....	11
1 市教育委員会または学校による調査 .....	11
2 市長による再調査及び措置 .....	13
3 重大事態発生時の対応フロー図 .....	15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

常滑市においては、これまでも「一人一人を徹底的に大切にできる教育」を目標に掲げ、一人一人の特性やよさを大切にしながら、一人一人に寄り添った教育を進めてきた。いじめの問題についても、いじめは絶対に許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こり得るものであるとの共通認識に立ち、子ども一人一人の尊厳を大切にすべく、いじめの防止や対策に努めてきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行され、常滑市においても、いじめを社会全体の問題と捉え、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって子どもを守り育てていくという強い決意のもと、法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的・効果的に推進するための基本方針を示すものとして「常滑市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定める。

## I いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【法第2条】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、児童生徒が関わる様々な集団、人間関係において起こるものと捉える。

## 2 いじめの防止等に関する基本理念

子どもは誰もがかけがえのない存在であり、家庭、学校、地域の宝である。全ての子どもたちが健やかに成長し、自己実現を果たしていくことは、私たち大人の共通の願いであり、それを支える社会を構築していくことは、私たち大人の責務である。

子どもたちは、友達とのかかわりの中で自分の特性やよさを認識し、それらを伸ばしていく。また、友達の特性やよさを知り、互いに認め合い、思いやる心を育てていく。そうした温かな人間関係の中で、子どもたちはのびのびと生活し学びながら、健やかに成長していく。

こうした本来のあるべき姿が、いじめにより決して阻害されることがあってはならない。また、子どもの生命や尊厳が脅かされることがあっては断じてならない。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示し、いじめの防止等の対策に市全体で取り組んでいくこととする。

- いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得る、許されない卑怯な行為であり、いじめを絶対に許さないという強い意志をもち、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本としていじめの防止等の対策に取り組むものとする。
- いじめは全ての児童生徒にかかわる問題であり、学校内においてのみ行われるものではないことから、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、地域全体でいじめの防止等の対策に取り組むものとする。
- 児童生徒がいじめを行ったり、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったり、「傍観者」として暗黙の了解を与えたりすることがないようにするため、いじめによる深刻な影響等について児童生徒自身が理解を深められるよう、いじめの防止等の対策に取り組むものとする。
- 社会全体で児童生徒の健全な育成を図り、いじめのない社会を実現するために、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関がそれぞれの役割を主体的に果たしながら緊密に連携し、いじめの防止等の対策に取り組むものとする。

## 3 市・学校・地域や関係機関・保護者の役割

### (1) 市の役割

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のために必要な施策を策定し、実施する。
- いじめの防止や早期発見、児童生徒の支援のため、いじめに関する相談体制や教職員の研修を充実させるとともに、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携体制の整備に努める。
- 各学校におけるいじめの実態やいじめ防止等の取組について把握し、適切な指導・助言を行うとともに、いじめの報告を受けたときは、児童生徒への支援等について必要な指導・助言を行ったり、必要な措置を講じたりする。
- 児童生徒が安心して学び、生活できる地域社会をつくるため、保護者や地域に対していじめ防止等に関する啓発活動を行う。

## (2) 学校の役割

- 児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- いじめはどの子どもにもどのクラスにも起こり得るという認識に立ち、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、迅速かつ組織的に対処し、再発防止に努める。
- 命を大切にし、相手を思いやる気持ちを育てるとともに、よりよい人間関係をつくる力やコミュニケーション能力を高められるよう児童生徒を指導する。
- 児童生徒に対していじめアンケートや教育相談を定期的実施し、一人一人の状況把握に努めるとともに、児童生徒が安心して相談できる体制を整備する。

## (3) 地域や関係機関の役割

- 児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- 児童生徒の健やかな成長を願い、相互に連携して児童生徒を見守り、いじめの撲滅に努める。
- いじめの疑いがある場合は、学校、保護者、その他の関係者に積極的に情報を提供する。

## (4) 保護者の役割

- どの子どもにもいじめが起こり得るとの認識に立ち、自分の子どもがいじめを行うことがないように指導するとともに、日ごろから子どもに寄り添い、相談できる親子関係づくりに努める。
- 市や学校の基本方針に基づき、学校、地域、関係機関、他の保護者と連携・協力していじめの防止等に努める。
- 自分の子どもがいじめを受けた場合は、全力で保護する。
- いじめの疑いがあったり、いじめが発見されたりした場合は、速やかに学校や関係機関等に相談する。

## II 常滑市としての取組

### 1 組織の設置

#### (1) 常滑市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図るため、「常滑市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。学校関係者、市教育委員会、市スクールカウンセラー、県派遣スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員、家庭教育相談員、児童福祉司等で構成する。

#### (2) 常滑市いじめ問題専門委員会の設置

市防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、市教育委員会の附属機関として「常滑市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

本委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合の調査組織を兼ねるものとし、専門的知識及び経験を有する第三者等で構成する。

#### (3) 常滑市いじめ問題調査委員会の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要であると認めるときに調査を行う組織として、法第30条第2項の規定により「常滑市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

委員会の構成は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない専門的知識及び経験を有する第三者等で構成する。

### 2 市の主な取組

#### (1) いじめの防止

##### ○ 各学校への指導・助言

→ 各学校におけるいじめの実態把握や防止等の取組について定期的に点検し、必要に応じて取組の充実を促すなど指導・助言を行う。

##### ○ 授業力向上研修の充実

→ 「分かる授業」「楽しい授業」の実践に向けて教職員の技能向上が図られるよう、「とこなめ教師力アップ研修」を開催する。

##### ○ いじめ防止等に関する研修の充実

→ いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質能力の向上を図るため、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員の研修や会議を実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。

- **道徳教育・体験活動の充実**
  - 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、学校と連携しながら道徳教育や体験活動等の充実を図る。
- **いじめ防止に資する活動の充実**
  - 児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の充実を図る。
- **特別支援教育の充実**
  - 障害の有無に関わらず、誰とでも分け隔てなく接し、互いに尊重し合う態度を育てるとともに、特別な支援を必要とする子どもをはじめ、全ての児童生徒に適切な支援を行う「一人一人を徹底的に大切に教育」を推進する。
- **情報モラル教育の充実**
  - インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けて、携帯電話やスマートフォン等のインターネットの安全な利用について、各学校において児童生徒や保護者に対して啓発活動を実施できるよう、警察等と連携した「情報モラル出張授業」についての情報提供を行う。
- **適切な評価に向けての指導・助言**
  - 学校評価や教員評価においていじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- **保護者への啓発**
  - 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、PTA等と連携しながら保護者を対象とした啓発活動を実施する。
- **情報交換・連絡会議の実施**
  - いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、警察署、児童・障害者相談センター、医療機関等の関係機関と日ごろより情報交換、連絡会議の開催等を進める。

## (2) いじめの早期発見

- **定期的なアンケート調査の実施**
  - いじめの実態を把握し、早期発見・早期解決を図るため、各学校においてアンケート調査、個人面談等を定期的に変更する。また、学校におけるアンケート調査等の取り組み状況を把握し、いじめ防止等の取組の改善を図る。いじめの早期発見等を目的として、各学校が定期的に変更しているアンケート調査の記録・調査用紙等は、原則として3年間保存とする。
- **相談体制の整備**
  - 児童生徒、保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができるよう、市スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカーを配置し、活用に向けて周知を行う。
- **カウンセリング研修の実施**
  - 各学校における教育相談活動の充実に向けて、教職員のカウンセリング技能の向上が図られるよう、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修会を開催する。
- **連携・協働体制の整備**

→ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、児童育成クラブや青少年問題連絡会等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (3) いじめへの対処

#### ○ 各学校への指導・助言

→ 学校よりいじめの報告を受けたときは、児童生徒への支援・指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察との連携等について必要な指導・助言を行うとともに、報告を受けた事案について必要な調査を行う。

#### ○ 出席停止等の措置

→ いじめを行った児童生徒の保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう必要な措置を講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### ○ 学校間の連携体制の整備

→ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、児童生徒やその保護者に対して適切な支援・指導が行えるよう、学校間の連携協力体制を調整・整備する。

#### ○ ネット上のいじめへの対応

→ 誹謗中傷等のネット上のいじめが発覚した場合は、警察等の専門的な機関と連携し、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図る。

### (4) 重大事態への対処 → (「IV 重大事態への対処」を参照)

### Ⅲ 学校としての取組

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国・県・市の基本方針を踏まえ、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定める。

学校基本方針には、次の内容を盛り込むようにし、学校のホームページ等で公開する。また、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

- ① いじめの防止についての基本的な考え方
- ② いじめの防止等の対策のための組織
- ③ いじめ防止等に関する具体的な取組
- ④ 重大事態への対応
- ⑤ 学校の取組に対する検証・見直し
- ⑥ その他

#### 2 組織の設置

法第22条の規定により、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織として「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

本組織の名称は各学校の実情に即したものとし、その構成は組織的対応の中核として機能するよう校長が定めるものとする。

本組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって次のような役割を担う。

##### 【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### 【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約、今後の対応の検討を行い、職員会議等での報告により、教職員への共通理解と意識啓発を図るための中核としての役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割



#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCA サイクルの実行を含む学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
- いじめ防止等の取組状況や評価結果を学校だよりやホームページ等で情報発信する役割

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、本組織は児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に本組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、本組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

### 3 学校の取組の留意事項

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、学校は全ての児童生徒を対象に、「しない、させない、見逃さない」を基本として、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が互いの違いや多様性を認め合い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、教職員や友達との信頼関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。互いを認め合える人間関係・学校風土の構築を目指し、児童生徒にとって楽しくて分かる授業や心に響く道徳教育を進めていくとともに、集団の一員としての自覚や自信、自己有用感や自己肯定感を地道に育てていく。

児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によってはじめていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。発達障害を含む障害のある児童生徒、海外からの帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むようにする。

学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、これを踏まえて学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応するように徹底する。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止等対策委員会」に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。「学校いじめ防止等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮の下で毅然とした態度で臨み、事情や心情を十分に確認し、再発防止に向けて継続した指導・支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むこととする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、

その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するものとする。

## IV 重大事態への対処

### 1 市教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味

法第 28 条において、次の場合を重大事態としている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・年間 30 日が目安
  - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

##### ③ 調査の趣旨及び調査主体・組織

重大事態の調査は、市教育委員会が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合があり、調査を行う主体やどのような調査組織とするかについては、対象事案に応じて市教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、専門委員会で調査を行う。

#### ① 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事案

〔調査組織〕

学校に設置する「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

## ② 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。

〔調査組織〕

「常滑市いじめ問題専門委員会」(Ⅱ 1 (2))を参照)を調査組織とする。

## ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査する。

市教育委員会や学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### A いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取り調査を行う。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
  - ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先して調査を実施する。
- 調査による事実関係を確認する。
- いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ※ これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたることとする。

### B いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。
- 協議に基づいた調査を実施する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## ⑤ その他留意事項

法第 23 条第 2 項において、学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、その措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する等、必要な対応を行う。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

### ② 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会より市長に報告する。学校が主体となった調査の結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

なお、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

## 2 市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記②の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査にあたっては、「常滑市いじめ問題調査委員会」（Ⅱ 1（3）を参照）が行い、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

## (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査を行った場合、法第30条第3項の規定により、市長は個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事の派遣による重点的な支援、教職員の配置等人的体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、必要な教育予算の確保等、必要な措置を講ずる。

平成27年 4月 制定、施行

平成29年10月 改正

平成30年 4月 改正

## 重大事態発生時の対応 フロー図

